

規程：第5号

旅 費 規 程

制 定	昭和33年	2月	1日
一部改正	昭和47年	5月	24日
一部改正	昭和48年	6月	1日
一部改正	昭和50年	1月	20日
一部改正	昭和50年	11月	20日
一部改正	昭和56年	9月	1日
一部改正	昭和61年	5月	6日
一部改正	平成4年	4月	1日
一部改正	平成13年	5月	15日
一部改正	平成19年	4月	1日
一部改正	平成22年	3月	24日

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は財団法人日本青年館就業規則第20条の規程に基づき、公務のため出張する役職員に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めたものである。

(出張命令)

第 2 条 出張命令を受けたものは、出張命令書に所定の記載事項を記入し、所属長、関係部課長及び総務部長の捺印を得たる上、常務理事に出張する旨届出て出発しなければならない。

2 出張中予定を変更したときは、出張報告書に理由を付記して、所属長、関係部課長、総務部長、常務理事の承認を受けなければならない。

3 出張者が帰任したときは、出張報告書に所定の事項を記入し、所属長、関係部課長、総務部長を経由し常務理事に提出しなければならない。

(日当・宿泊料)

第 3 条 日当、宿泊料は別表-2の定額とする。
但し、道府県青年会館に宿泊する場合はその実費とする。

(交通費)

第 4 条 交通費は鉄道賃、車賃、船賃及び航空賃とする。

(旅費の計算)

第 5 条 旅費はもっとも経済的な通常の経路によりこれを計算する。

但し、天災地変、交通事故、用務などのやむを得ない事由によって順路を変更した場合は、実際に通過した経路による。

2 緊急やむを得ないと常務理事が認めた場合に限り、航空機を利用することができる。

第 6 条 旅行日数は前項の規定により経路によって必要と認められる日数及び業務上要した日数により算出する。

第 7 条 旅行中に資格、待遇等の変更により旅費定額に変更を生じた場合は出発日の資格、待遇をもって計算する。

(旅費の前渡及び精算)

- 第8条 旅費は旅行前にその必要な費用の概算について前渡をうけることができる。
- 2 概算払による旅費の支給を受けた者は、帰任後所定の再精算用式により遅延なく精算しなければならない。
 - 3 出張予定を変更して前項の規定によって再精算をなし、その差額の支給をうけようとするときは、第2条第2項の規定による承認を得なければならない。

(事故の取扱い)

- 第9条 傷病その他、止むを得ないと認められる理由により、旅行途中で滞在した場合は審査の上その期間の日当及び宿泊料を支給することがある。
- 前項の場合は、医師の診断書又は必要な書類を提出するものとする。

(出張中の私用)

- 第10条 出張中許可を得て私用で行動した場合には、その間の旅費は支給しない。

(私用旅行中の出張)

- 第11条 私用のための旅行中に出張を命ぜられた場合には、公用に従事している間この規程を適用する。

(随 行)

- 第12条 用務の都合で上級者と同行する場合は、常務理事の承認を得た場合に限り上級者と同等の旅費を支給することがある。

(他より旅費の支給を受けた場合)

- 第13条 他団体等の用務又は共通の用務のため旅行した場合の旅費は、他団体が負担した時は支給しない。
- 前項の旅費額が本規定の旅費額より少ない場合は、その差額を支給することがある。

第2章 旅費及び宿泊料

(鉄道賃・船賃)

- 第14条 鉄道賃及び船賃は次の各号に従いこれを支給する。
- ① 運賃に等級の設けがある場合は<別表-1>の定めるところによる。但し、該当の等級がないときは、下位の等級の運賃による。
 - ② 急行料金、特別急行料金もしくは新幹線特別急行料金を徴する列車に乗車した場合は、その料金を支給する。
- 2 前条第2号に規定する急行料金は、次の各号に該当する場合に限り支給する。
- ① 新幹線特別急行の場合 片道 100km以上
 - ② 特別急行の場合 片道 100km以上
 - ③ 急行の場合 片道 50km以上

(航空賃)

- 第15条 航空機の利用は北海道、青森、秋田、山形、富山、石川、福井、広島、岡山、山口、島根、鳥取、四国、九州の全域とし往復航空運賃の実費を支給する。

(車 賃)

- 第16条 車賃は下の各項に従いこれを支給する。
- 1 通常は電車、バスを利用するものとして、その実費。
 - 2 自動車は止むを得ない事由がある場合に限り、これを要した実費。

(都内及び近距離出張)

第17条 都内及び近郊市町村（東京都内、横浜、千葉、大宮、立川、八王子及びその途中沿線とする）又は片道50km未満の旅行には実費を支給し、日当は支給しない。

2 前項の規定には、自動車の使用は認めない。但し、緊急又は貴重品運搬等にて止むを得ない事情により特に総務部長又は常務理事が必要と認めた場合はこの限りではない。

第3章 付 則

(本館と山中湖畔荘清溪との往来)

第18条 本館と山中湖畔荘清溪との往来については交通費の実費を支給し、日当及び宿泊料は支給しない。

(講演・講習会等に出席の場合)

第19条 講演・講習会等に出席のため出張する場合は、第13条の規定によるものとする。

また、甲地であっても青年会館又は青年の家等の施設に宿泊の場合は、乙地宿泊とみなす。

(評議員・理事・監事等の会議出席旅費)

第20条 当法人において開催される評議員会、理事会、監事会等に出席する評議員、理事、監事等に対する旅費については、第14条、第15条、第16条により計算して実費を支給する。日当は一律5,000円とする。

(その他)

第21条 青年団主催事業参加及び海外派遣など、本規程により難きときは、その都度担当役職員で協議し、常務理事の承認を得るものとする。

(実施期日)

第22条 本規程は、平成19年4月1日より改正施行する。

本規程は、平成22年4月1日より改正施行する。

<別表-1> (役員等の機関会議出席時/役職員出張時)

急行料・特別急行料・新幹線・寝台料支給基準表

キロ数区分	指 定 列 車 料 区 分
片道 50km以上	急行料
片道 100km以上	特別急行料
片道 100km以上	新幹線料 (新幹線が運行されていない地域は特別急行料)
片道 100km以上	新幹線料 (新幹線が運行されていない地域で寝台列車利用する場合は片道寝台料)
片道 600km以上	新幹線料 (新幹線が運行されていない地域で寝台列車を利用する場合は往復寝台料)

<別表-2> (役職員出張時)

日当及び宿泊料支給基準表

区 分	鉄道賃		船 賃	日 当 (1日に付き)	宿 泊 料 (1日に付き)
理 事 長	グ	リ	グ	15,000円	15,000円
理 事・監 事	普	通	グ	10,000円	12,000円
部 長 次 長 職	普	通	普	5,000円	10,000円
一 般 管 理 職	普	通	普	4,000円	10,000円
一 般 職 員	普	通	普	3,000円	8,000円